

# 広島県におけるイベントの開催条件について

令和4年1月11日適用

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができることとする。

令和4年1月10日までを周知期間とし、1月11日以降のイベントについて適用する。ただし、1月10日までにチケットが販売されたイベントについては、周知期間終了時点までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、周知期間中及び周知期間終了後、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度（令和3年11月19日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

## 1 参加人数

次の人数上限(A)と収容定員に収容率を乗じて算定した人数(B)のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件（※1） 〔 「大声なし」が担保され、 参加人数5,000人超で開催するイベント 〕
人数上限 (A)	5,000人	20,000人
収容率 (B)	■大声なし（※2） 100%（収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔） ■大声あり 50%（収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔（※3））	100% （収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔） ※大声なしの担保が前提

※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

※3 十分な人と人との間隔は、できるだけ2m、最低1mとする。この間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

※4 イベントには、重点措置区域内外にある遊園地やテーマパーク等も含まれる。

## 2 感染防止対策

イベント開催にあたっては、別紙1に示す基本的な感染症対策に必要な取組等を実施すること。

### 3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、引き続き、飲食が可能として設定されたエリア以外（例：観客席等）においては自粛を求める。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保や、マスクを外す時間を短くするために飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではない。

### 4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

### 5 感染防止安全計画の提出等

大声なしのイベントについては、「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 大声なしの担保を前提に、5,000人超で開催しようとするイベントに適用する。(大声ありのイベントは、対象とならない。)
- (2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。